

■ 大学設置基準による教員の資格

大学における教員

学校教育法 第92条

大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。

大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。



教員資格の詳細：大学設置基準 第14条～第17条

■ 大学設置基準による教員の資格

大学における教員 大学設置基準 第14条～第17条

|     | 学位                          | 業績         | 教員経歴                                       | 技能・専攻分野の能力                        |
|-----|-----------------------------|------------|--|-----------------------------------|
| 教授  | 博士の学位<br>専門職学位              | 研究上<br>実務上 | 大学の教授・<br>准教授・専任講師                         | 芸術・体育等特殊な技能<br>特に優れた知識及び経験        |
| 准教授 | 教授の資格<br>修士の学位<br>専門職学位     | 研究上        | 大学の助教又は<br>これに準ずる職員<br>研究所、試験所、<br>調査書等に在職 | 優れた知識及び経験                         |
| 講師  | 教授・准教授の資格                   | —          | —  | 大学における教育を担当<br>するにふさわしい教育上<br>の能力 |
| 助教  | 教授・准教授の資格<br>修士の学位<br>専門職学位 | —          | —  | 知識及び経験                            |

大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する